

## 福岡市長選挙啓発業務委託に係る提案競技実施要領

### 1 事業名称

福岡市長選挙啓発業務委託

### 2 事業目的

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙において、有権者に対して広く選挙期日等を周知し、より多くの有権者が当該選挙に関心をもち、投票の権利を行使することを目的とするもの。

また、これまでの選挙において、全体に比べ若年層の投票率が低いことから、特に若年層に対しての情報発信及び投票率の向上を目的とするもの。なお、若年層とは18歳・19歳及び20歳代を指すもの。

### 3 事業実施期間

契約締結の翌日から投票日当日まで

### 4 総事業費（提案限度価格）

33,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案価格が総事業費を超える場合は失格とする。

### 5 委託内容

提案に基づく広報及び啓発の企画・実施

### 6 提案内容

以下の項目について、事業提案書に記載してください。

#### (1) 広報企画案

有権者（特に若年層）に対して、福岡市長選挙の投票期日などの情報を広く発信し、且つ、投票意欲の向上を図ることが期待できる広報企画案をご提案ください。

なお、下記については必須の広報物としますので、必ず提案内容に入れてください。

ただし、全ての広報物に基本的に同じデザインを使用する場合であれば、②当日投票啓発用ポスターのデザイン案のみ提案することも可能です。他の広報物で、ポスターと異なるデザインを使用する場合は、そちらについてもご提案ください。

規格等詳細については、説明会で説明を行いますので必ずご参加ください。

#### <必須の広報物>

- |                |     |      |                             |
|----------------|-----|------|-----------------------------|
| ① 動画           | 15秒 | 最低1点 | (テレビCM用、製作及びテレビCM<br>考査)    |
| ② 当日投票啓発用ポスター  | B2縦 | 1種   | 970枚 (市配布用、デザイン及び製作)        |
| ③ 期日前投票啓発用ポスター | B1縦 | 1種   | 100枚 (市配布用、デザイン及び製作)        |
| ④ 期日前投票啓発用ポスター | B2縦 | 8種   | 計1,070枚 (市配布用、デザイン及び<br>製作) |

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| ⑤ 期日前投票啓発用チラシ  | A4縦 8種 計 8,500枚 (市配布用、デザイン及び製作) |
| ⑥ のぼり          | 1種 400枚 (市配布用、デザイン及び製作)         |
| ⑦ 横断幕・懸垂幕      | 9種 各1枚 (市配布用、デザイン及び製作)          |
| ⑧ 期日前投票所用投票済証  | 1種 49,450枚 (市配布用、デザイン及び製作)      |
| ⑨ 当日投票所用投票済証   | 1種 81,700枚 (市配布用、デザイン及び製作)      |
| ⑩ グラフィックステッカー  | 1点 (デザインのみ)                     |
| ⑪ ポケットティッシュ    | 1種 47,100個 (市配布用、デザイン及び製作)      |
| ⑫ ふきん          | 1種 16,000個 (市配布用、デザイン及び製作)      |
| ⑬ 上記⑪⑫配架用ボックス  | 1種 300個 (市配布用、デザイン及び製作)         |
| ⑭ 特設サイト用バナー    | 1点 (デザインのみ)                     |
| ⑮ 街路灯バナー       | 2点 (デザインのみ)                     |
| ⑯ せんきょかわら版用画像  | 1点 (デザインのみ)                     |
| ⑰ デジタルサイネージ用画像 | 1点 (総合図書館用、デザインのみ)              |

(2) 提案者と福岡市との役割分担など、実現可能な業務遂行体制、提案者の提案内容を実現できる実施体制、具体的な作業スケジュール

## 7 特記事項

- (1) 「5 委託内容」を実施するために必要な経費(XDCAMの費用(点数×5本)含む)は、すべて「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載してください。
- (2) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めません。
- (3) 各広告に用いる選挙名、投票日時、期日前投票及び広告主体の名称の表示については、次のとおりです。なお、期日前投票所については、現時点の予定であり、今後追加・変更の可能性がります。

- ① 選挙名：福岡市長選挙
- ② 投票日時：11月15(日)午前7時～午後8時
- ③ 期日前投票：投票日に用事がある人は期日前投票ができます。
  - お住まいの区の区役所・出張所  
期間：11月2日(月)から14日(土)まで  
時間：午前8時30分～午後8時
  - なみきスクエア(東区にお住まいの方のみ)  
期間：11月7日(土)から14日(土)まで  
時間：午前10時～午後8時
  - さざんびあ博多(博多区にお住まいの方のみ)  
期間：11月7日(土)から14日(土)まで  
時間：午前10時～午後8時
  - 福翔高等学校(南区にお住まいの方のみ)  
期間：11月7日(土)・8日(日)

時間：午前10時～午後6時

○ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ

期間：11月7日（土）から14日（土）まで

時間：午前10時～午後7時

○イオンモール香椎浜（東区にお住まいの方のみ）

期間：11月7日（土）から14日（土）まで

時間：午前10時～午後7時

○ららぽーと福岡（博多区・南区にお住まいの方のみ）

期間：11月7日（土）から14日（土）まで

時間：午前10時～午後7時

○イオンスタイル笹丘（中央区・城南区にお住まいの方のみ）

期間：11月9日（月）から13日（金）まで

時間：午前10時～午後7時

○木の葉モール橋本（早良区・西区にお住まいの方のみ）

期間：11月7日（土）から14日（土）まで

時間：午前10時～午後7時

④ 広告主体の名称：福岡市・区選挙管理委員会、福岡市・区明るい選挙推進協議会

(4) 図案に人物その他のキャラクターやデザインを用いる場合には、公正であるべき選挙啓発の趣旨に反することなく、特に特定の団体や個人の利益とならないよう注意してください。

また、政党等のキャッチコピーやロゴマークに類似又は想像できる表示や色は避けてください。

(5) XDCAM（点数×5本）の用意、テレビCM考査は本委託の受託者が行います。テレビCMの放送については、発注者が別途契約する予定の「福岡市長選挙啓発動画放送業務委託」の受託者が行いますので、動画の概要をお知らせすることがあります。

## 8 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年6月5日（金）
(2) 参加申込書提出期限	令和8年6月15日（月）17時
(3) 説明会（オンライン、参加必須）	令和8年6月19日（金）14時
(4) 質問書受付開始	令和8年6月19日（金）15時
(5) 質問書提出期限	令和8年6月30日（火）17時
(6) 参加辞退届提出期限	令和8年7月6日（月）17時
(7) 提案書等提出期限	令和8年7月10日（金）12時
(8) 一次審査（書類審査）結果通知	令和8年7月15日（水）（予定）
(9) 二次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月17日（金）
(10) 事業者決定	令和8年7月24日（金）（予定）
(11) 契約締結	令和8年7月31日（金）（予定）

## 9 参加資格等

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「広告宣伝」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 10 参加申込

参加を希望する場合は、「9 参加資格等」を確認し、下記のとおり参加申込書等を提出してください。

### (1) 提出期限・提出方法

令和8年6月15日（月）17時までに、郵送（必着）、持参または電子メールにて提出してください。

### (2) 提出先

#### ①郵送・持参の場合

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所議会棟6階  
福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

※ 持参の場合は、土日祝日を除く 10 時から 17 時（12 時～13 時を除く）までに持参すること。

※ 郵送の場合は、特定記録または簡易書留とすること。

#### ②電子メールの場合

福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

メールアドレス：[senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp](mailto:senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp)

電話番号：092-711-4682

※電子メールの件名は「【提案競技】参加申込（〇〇株式会社）」と記載すること。

また、参加申込書を提出した旨を電話で連絡すること。

#### (3) 提出書類

① 提案競技参加申込書（様式 1）

② 会社概要（事業概要が分かるパンフレット、又はホームページの写し等でも可）

#### (4) 提出部数

各 1 部

### 11 説明会

下記のとおり提案競技のオンライン説明会を行いますので、必ず出席してください。

また、説明会では別途資料を用いて説明します。

(1) 実施日時 令和 8 年 6 月 19 日（金）14 時（1 時間程度を予定）

(2) 実施方法 WEB 会議ツール（Teams 等）を用いたオンラインにて開催

※ 6 月 18 日（木）12 時までに、参加申込書記載のメールアドレスへ、該当 URL 等を通知します。

※ 説明会参加時に WEB 会議ツール上で表示するアカウントについては、本市が事前に電子メールでお知らせする社名（A 社、B 社など）にてご参加頂きますよう、お願い致します。

### 12 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和 8 年 6 月 19 日（金）15 時から 6 月 30 日（火）17 時までの間に提案競技質問書（様式 2）に記載の上、電子メールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

また、電子メールの件名は「【提案競技】質問書（〇〇株式会社）」とご記載ください。

質問に対する回答は、受付後、原則 2 営業日以内に全参加事業者に電子メールで回答します。

質問提出先 福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

メールアドレス：[senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp](mailto:senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp) 電話番号：092-711-4682

### 13 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出してください。

(1) 提出期限・提出方法

令和 8 年 7 月 6 日（月）17 時までに、郵送（必着）、持参または電子メールにて提出し

てください。

(2) 提出先

①郵送・持参の場合

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所議会棟6階

福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

※ 持参の場合は、土日祝日を除く10時から17時（12時～13時を除く）までに持参すること。

②電子メールの場合

福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

メールアドレス：[senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp](mailto:senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp)

電話番号：092-711-4682

※電子メールの件名は「【提案競技】参加辞退（〇〇株式会社）」と記載すること。

また、参加辞退届を提出した旨を電話で連絡すること。

(3) 提出書類

参加辞退届（様式3）

## 14 事業提案書等の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和8年7月10日（金）12時までに、郵送（必着）または持参してください。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所議会棟6階

福岡市選挙管理委員会事務局選挙課 担当：松本・永島

※ 持参の場合は、土日祝日を除く10時から17時（12時～13時を除く）までに持参すること。

※ 郵送の場合は、特定記録または簡易書留とすること。

(3) 提出書類

書類は、下記①～③を1つにまとめて提出してください。また、全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。

① 事業提案書

- ・書式は自由、A4サイズ、横書き、13ページ以内（表紙除く）片面印刷、ホチキス左肩留め
- ・表紙には、「11 説明会」参加の際にお知らせした社名（A社、B社など）を右上に記載してください。

② 業務実績表（様式4）

- ・令和3年4月から令和8年6月までに受注した、本業務委託と同種または類似業務（CM製作や動画製作を含むPR業務）で契約額500万円以上の実績について記入してください。なお、発注者が民間か地方公共団体かは問いません。該当がない場合は作成不要です。

③ 見積書（事業者名及び押印ともに不要）

#### (4) 提出部数

10部

※ 見積書については、この10部とは別に、事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

### 15 選考

#### (1) 一次審査（書類審査）

参加資格を有する提案者が5者を超える場合は、事業提案書等の内容について一次審査（書類審査）を行い、プレゼンテーションの対象者を5者程度選出することがあります。

一次審査の結果（プレゼンテーションの参加可否）は、令和8年7月15日（水）までに、電子メールにてご連絡します。

#### (2) プレゼンテーション

一次審査（書類審査）通過者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を行います。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間は、対象事業者に電子メールで通知します。

① 日時：令和8年7月17日（金）

② 場所：福岡市役所6階 選挙管理委員室

③ 説明：時間は30分（説明20分・質疑応答10分）で、出席者は1事業者2名まででお願いします。

④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選定します。

⑤ 決定通知：7月24日（金）までに電子メールによる文書で連絡する予定です。

⑥ プレゼンテーションは、提出された事業提案書をもとに実施し、事業提案書に記載のない追加提案は認めません。その際、必要に応じてデモ動画等を放映いただけます。

スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、事業提案書等の提出時に申し出てください。

また、パソコンについては各自でご用意ください。

#### (3) 選考委員会の審議に付す事項（以下の事項を総合的に審議し、選定します。）

資料1「提案競技評価表」のとおり

### 16 提出書類の取扱い

(1) 提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがあります。

(4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

(5) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き公開の対象となります。

## 17 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とします。

## 18 契約

- (1) 選考委員会での審議に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行います。
- (2) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の履行保証（契約保証金等）が必要となります。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

## 19 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) 本委託で受託者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとしします。
- (2) 福岡市は、成果物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとしします。
- (3) 福岡市は、成果物を他の広報物に使用できるものとしします。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととしします。
- (4) (3) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとしします。
- (5) 受託者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとしします。

## 20 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとしします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 本提案競技に関して配付した資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

## 21 添付資料

- (1) 資料1 提案競技評価表
- (2) 様式
  - 様式1 提案競技参加申込書
  - 様式2 提案競技質問書
  - 様式3 参加辞退届
  - 様式4 業務実績表